

## 平成 23 年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成23年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1. 市立病院事業

## (1) 病 床 数

一般病床	605 床
感染病床	8 床
計	613 床

## (2) 年間延患者数

入院患者数	188,124 人
外来患者数	224,968 人
計	413,092 人

## (3) 1 日平均患者数

入院患者数	514 人
外来患者数	922 人

## (4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	600,000 千円
---------	------------

## 2. 市立東松戸病院事業

### (1) 病 床 数

一般病床	198 床
------	-------

### (2) 年間延患者数

入院患者数	62,220 人
-------	----------

外来患者数	52,948 人
-------	----------

計	115,168 人
---	-----------

### (3) 1日平均患者数

入院患者数	170 人
-------	-------

外来患者数	217 人
-------	-------

## 3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

### (1) 入 所 定 員

50 人
------

### (2) 年間延利用者数

入所者数	17,934 人
------	----------

通所者数	488 人
------	-------

計	18,422 人
---	----------

### (3) 1日平均利用者数

入所者数	49 人
------	------

通所者数	2 人
------	-----

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市立病院事業収益	14,740,000	千円
第1項	医業収益	13,252,232	千円
第2項	医業外収益	1,242,082	千円
第3項	看護学校収益	132,243	千円
第4項	保育所収益	112,192	千円
第5項	特別利益	1,251	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,360,491	千円
第1項	医業収益	2,006,687	千円
第2項	医業外収益	353,803	千円
第3項	特別利益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	238,479	千円
第1項	施設事業収益	225,488	千円
第2項	施設事業外収益	12,990	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	14,740,000	千円
第1項	医業費用	14,208,793	千円
第2項	医業外費用	208,296	千円
第3項	看護学校費用	132,243	千円
第4項	保育所費用	113,684	千円
第5項	特別損失	46,984	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,360,491	千円
第1項	医業費用	2,229,217	千円
第2項	医業外費用	126,272	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	238,479	千円
第1項	施設事業費用	235,291	千円
第2項	施設事業外費用	2,186	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 263,272千円は、過年度分損益勘定留保資金 263,272千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 市立病院資本的収入	1,031,310 千円
第1項 企業債	600,000 千円
第2項 出資金	296,827 千円
第3項 負担金	24,480 千円
第4項 投資	2 千円
第5項 固定資産売却代金	110,000 千円
第6項 寄附金	1 千円
第2款 市立東松戸病院資本的収入	229,769 千円
第1項 企業債	15,600 千円
第2項 出資金	214,167 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 寄附金	1 千円
第3款 市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	3,740 千円
第1項 出資金	3,738 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
第3項 寄附金	1 千円

支 出

第1款	市立病院資本的支出	1,175,858 千円
第1項	建設改良費	655,600 千円
第2項	投 資	77,520 千円
第3項	償 還 金	432,738 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	345,501 千円
第1項	建設改良費	18,100 千円
第2項	償 還 金	322,401 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	6,732 千円
第1項	建設改良費	2,500 千円
第2項	償 還 金	3,732 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	600,000 千円	証書借入 又は 証券発行	6.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立東松戸病院 医療器械整備事業	15,600 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業	2,500,000 千円
2. 市立東松戸病院事業	300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業	
(1) 職員給与費	8,370,319 千円
(2) 交際費	89 千円
2. 市立東松戸病院事業	
(1) 職員給与費	1,470,682 千円
(2) 交際費	40 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費 177,700 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,046,512 千円

2. 市立東松戸病院事業 142,422 千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	血管造影X線診断装置	1 式
		治療計画装置	1 式

平成 23 年 2 月 23 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次